

## 広島県病院事業管理規程第七号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の六十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の七十七・五」を「百分の八十五」に、「百分の七十」を「百分の八十」に改める。

別表第三の二イの表四級の項中「一五、五〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改め、同表ロの表一級の項中「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に、同表二級の項中「七、九〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、同表六級の項中「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、同表七級の項中「一二、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

##### （給与の内払）

2 この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。